

答 申 書
(答申第92号)
平成21年6月4日

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対し、アカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙1に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、実施機関がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（以下「本件基礎資料」という。）は存在しないことを理由として、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件諮問事案に係る27件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、本件基礎資料に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本件に係る事実について

平成18年12月25日付けで本件異議申立人から、実施機関が行った公文書一部開示決定処分に対する異議申立てが提起されたが、その記載事項に不備があったことから、実施機関は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第21条に基づき、平成19年1月29日付けで補正命令を異議申立人に対し行った。

これに対し、異議申立人から平成19年2月8日付けでアカウントビリティー履行命令書の送付があったことから、その「アカウントビリティー」を説明責任と解釈し、平成19年2月9日付けで異議申立人に対し、補正命令の内容について回答を行ったところである。

異議申立人からは、以後も実施機関に対し、アカウントビリティー履行命令書の提出があったが、平成19年6月21日付けのアカウントビリティー履行命令書に、説明責任履行の要請を無視する理由と根拠となる法令の回答を求める旨記載されていたことから、平成19年6月28日付けで、異議申立人に対し回答を行ったところ、この回答については、受け取る理由がないものとして平成19年6月30日付けで返送され、さらに、その後も異議申立人から実施機関に対し、アカウントビリティー履行命令書の提出が続いているものである。

なお、実施機関が行った補正命令については、期限までに異議申立人から補正

書の提出はなかったが、平成19年2月8日付けのアカウントビリティー履行命令書の内容から、補正命令の内容を推察される部分があることから、平成18年12月25日付けの異議申立ては、平成19年3月7日付けで受理決定し、同月14日付けで北海道情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行ったところである。

(イ) 本件基礎資料について

異議申立人は、アカウントビリティーが不履行であると主張しているが、上記のとおり、平成19年2月9日及び同年6月28日付けで回答しているものであり、異議申立人がその回答を認めていないものである。

このように、アカウントビリティー履行命令書については、回答を行っているものであり、不履行とする判断は行っていないことから、異議申立人が主張している本件基礎資料は存在せず、本件処分は適当である。

イ 当審査会において、実施機関が回答したとする公文書を見分したところ、平成19年2月9日付け公文書には、異議申立人に対して行った補正命令に関する内容が、同年6月28日付け公文書には、アカウントビリティー履行命令書の回答に関する内容等が記載されており、いずれも保健福祉部保健医療局健康推進課長の名義で異議申立人に回答したものであることが認められたが、異議申立人は意見陳述の際、このような公文書では、回答とは認められない旨主張した。

当審査会としては、あくまでも条例の規定により実施機関が行った本件処分の妥当性を判断するものであり、「アカウントビリティー履行命令書は回答を行っているものであり、不履行とする判断は行っていないことから、本件基礎資料は存在しない」との実施機関の主張については、異議申立人に対する説明責任が果たされているかどうかはともかくとして、必ずしも不自然とは言えない。

したがって、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成21年 2 月 19日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号95～99） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年 2 月 26日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号95～99） ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成21年 3 月 19日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号105） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年 3 月 23日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号108、110） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号105） ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成21年 3 月 24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号108、110） ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成21年 4 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号111～116） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年 4 月 15日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取（諮問番号95～99、105、108、110） ○ 異議申立人の意見陳述（諮問番号95～99、105、108、110） ○ 審議
平成21年 4 月 17日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号117～129） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年 4 月 21日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号111～129） ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成21年 5 月 20日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取（諮問番号111～129） ○ 異議申立人の意見陳述（諮問番号111～129） ○ 審議
平成21年 6 月 2 日 （第39回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案審議
平成21年 6 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

1 諮問番号95

「総務部人事局法制文書課」が平成20年11月7日收受（受理）した平成20年11月7日付け「アカウントビリティー履行再々＝616字数命令書」（アカウントビリティー履行要請618回目、履行期限637日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

2 諮問番号96

「総務部人事局法制文書課」が平成20年11月17日收受（受理）した平成20年11月17日付け「アカウントビリティー履行再々＝626字数命令書」（アカウントビリティー履行要請628回目、履行期限647日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

3 諮問番号97

「総務部人事局法制文書課」が平成20年11月21日收受（受理）した平成20年11月21日付け「アカウントビリティー履行再々＝630字数命令書」（アカウントビリティー履行要請632回目、履行期限651日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

4 諮問番号98

「総務部人事局法制文書課」が平成20年11月28日收受（受理）した平成20年11月28日付け「アカウントビリティー履行再々＝637字数命令書」（アカウントビリティー履行要請639回目、履行期限658日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

5 諮問番号99

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月1日收受（受理）した平成20年12月1日付け「アカウントビリティー履行再々＝640字数命令書」（アカウントビリティー履行要請642回目、履行期限661日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

6 諮問番号105

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月5日收受（受理）した平成20年12月5日付け「アカウントビリティー履行再々＝644字数命令書」（アカウントビリティー履行要請646回目、履行期限665日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

7 諮問番号108

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月12日收受（受理）した平成20年12月12日付け「アカウントビリティー履行再々＝651字数命令書」（アカウントビリティー履行要請653回目、履行期限672日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

8 諮問番号110

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月11日收受（受理）した平成20年12月11日付け「アカウントビリティー履行再〃＝650字数命令書」（アカウントビリティー履行要請652回目、履行期限671日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

9 諮問番号111

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月10日收受（受理）した平成20年12月10日付け「アカウントビリティー履行再〃＝649字数命令書」（アカウントビリティー履行要請651回目、履行期限670日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

10 諮問番号112

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月9日收受（受理）した平成20年12月9日付け「アカウントビリティー履行再〃＝648字数命令書」（アカウントビリティー履行要請650回目、履行期限669日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

11 諮問番号113

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月8日收受（受理）した平成20年12月8日付け「アカウントビリティー履行再〃＝647字数命令書」（アカウントビリティー履行要請649回目、履行期限668日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

12 諮問番号114

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月4日收受（受理）した平成20年12月4日付け「アカウントビリティー履行再〃＝643字数命令書」（アカウントビリティー履行要請645回目、履行期限664日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

13 諮問番号115

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月3日收受（受理）した平成20年12月3日付け「アカウントビリティー履行再〃＝642字数命令書」（アカウントビリティー履行要請644回目、履行期限663日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

14 諮問番号116

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月2日收受（受理）した平成20年12月2日付け「アカウントビリティー履行再〃＝641字数命令書」（アカウントビリティー履行要請643回目、履行期限662日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

15 諮問番号117

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月1日收受（受理）した平成20年12月1日付け「アカウントビリティー履行再〃＝640字数命令書」（アカウントビリティー履行要請642回目、履行期限661日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不

履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

16 諮問番号118

「総務部人事局法制文書課」が平成20年11月27日收受（受理）した平成20年11月27日付け「アカウントビリティー履行再〃＝636字数命令書」（アカウントビリティー履行要請638回目、履行期限657日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

17 諮問番号119

「総務部人事局法制文書課」が平成20年11月26日收受（受理）した平成20年11月26日付け「アカウントビリティー履行再〃＝635字数命令書」（アカウントビリティー履行要請637回目、履行期限656日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

18 諮問番号120

「総務部人事局法制文書課」が平成20年11月25日收受（受理）した平成20年11月25日付け「アカウントビリティー履行再〃＝634字数命令書」（アカウントビリティー履行要請636回目、履行期限655日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

19 諮問番号121

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月13日收受（受理）した平成20年12月13日付け「アカウントビリティー履行再〃＝652字数命令書」（アカウントビリティー履行要請654回目、履行期限673日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

20 諮問番号122

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月15日收受（受理）した平成20年12月14日付け「アカウントビリティー履行再〃＝653字数命令書」（アカウントビリティー履行要請655回目、履行期限674日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

21 諮問番号123

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月15日收受（受理）した平成20年12月15日付け「アカウントビリティー履行再〃＝654字数命令書」（アカウントビリティー履行要請656回目、履行期限675日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

22 諮問番号124

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月16日收受（受理）した平成20年12月16日付け「アカウントビリティー履行再〃＝655字数命令書」（アカウントビリティー履行要請657回目、履行期限676日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

23 諮問番号125

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月17日收受（受理）した平成20年12月17日付け「アカウントビリティー履行再〃＝656字数命令書」（アカウントビリティー履行要請658回目、履行期限677日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

24 諮問番号126

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月18日收受（受理）した平成20年12月18日付け「アカウントビリティー履行再〃＝657字数命令書」（アカウントビリティー履行要請659回目、履行期限678日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

25 諮問番号127

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月19日收受（受理）した平成20年12月19日付け「アカウントビリティー履行再〃＝658字数命令書」（アカウントビリティー履行要請660回目、履行期限679日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

26 諮問番号128

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月20日收受（受理）した平成20年12月20日付け「アカウントビリティー履行再〃＝659字数命令書」（アカウントビリティー履行要請661回目、履行期限680日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

27 諮問番号129

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月22日收受（受理）した平成20年12月21日付け「アカウントビリティー履行再〃＝660字数命令書」（アカウントビリティー履行要請662回目、履行期限681日間経過）に対して、北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）